指定障害福祉サービス事業者の指定取消及び地域生活支援事業者の登録取消について

吹田市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)及び吹田市地域生活支援事業者の登録に関する要領(以下「要領」という。)の規定に基づき、下記のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定及び地域生活支援事業者の登録を取り消しましたので、お知らせいたします。

記

- 1 対象事業者
 - (1) 事業者名 株式会社 ウェルフェアプランニング
 - (2)代表者 代表取締役 松原 宏
 - (3) 所 在 地 大阪市中央区島之内1丁目4番8号 ボーベル長堀801号
- 2 対象事業所
 - (1) 事業所名 アウル介護ステーション
 - (2) 所 在 地 吹田市泉町1丁目4番3号 メゾンドオクノ105号
 - (3)事業種別 居宅介護、重度訪問介護及び同行援護(平成27年5月1日指定) 移動支援(平成27年6月1日登録)
 - (4)事業所番号 居宅介護、重度訪問介護及び同行援護(2711601886)移動支援(2761602081)
- 3 指定取消年月日及び登録取消年月日平成29年(2017年)5月31日
- 4 取消の理由

【居宅介護、重度訪問介護、同行援護】

- (1) 人員基準違反(法第50条第1項第3号に該当)
 - ① 指定居宅介護事業所、指定重度訪問介護事業所及び指定同行援護事業所(以下「指定居宅介護事業所等」という。)は、常勤換算法で2.5以上の従業者を配置しなければならないが、平成27年7月1日から平成28年11月30日まで、当該人員基準に違反していた。
 - ② 管理者及びサービス提供責任者については、指定居宅介護事業所等に常時勤務し、専らその業務に従事しなければならないが、平成28年11月30日まで管理者兼サービス提供責任者であった者については、吹田市外にある当該法人の事務所に出勤し、同法人が運営する別の事業の業務に従事していた。

指定居宅介護事業所等に常時勤務せず、専ら当該業務に従事していなかったため、人 員基準に違反していた。 (2) 適正な事業運営に違反(法第50条第1項第4号に該当)

平成28年11月30日まで管理者兼サービス提供責任者であった者は、当該指定居宅介護事業所等の従業者及び業務の管理を一元的に行っておらず、従業者に指定居宅介護、指定重度訪問介護及び指定同行援護に係る大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の規定を遵守させるための必要な指揮命令を行っていなかった。また、従業者に対する技術的な指導等のサービスの内容の管理等を行っていなかった。

(3) 虚偽の報告(法第50条第1項第6号に該当)

法第48条第1項に基づき実施した監査において、平成28年11月30日まで管理者兼サービス 提供責任者であった者が指定居宅介護事業所等に出勤しているかのように、虚偽の出勤簿 を作成し、これを提示した。また、従業者に支払われた給与の総額とは異なる金額が記載 された給与台帳(給与支給・控除一覧表)を提示した。

(4) 不正の手段による指定(法第50条第1項第8号に該当)

居宅介護、重度訪問介護及び同行援護の指定申請において、吹田市外にある当該法人の事務所に出勤し、同法人が運営する別の事業の業務に従事する者を、指定居宅介護事業所等に常時勤務し、専らその業務に従事する管理者兼サービス提供責任者に配置するものとして申請し、不正の手段により指定を受けた。

【移動支援】

(1) 不正の手段による登録(要領第11条第1号に該当)

移動支援の登録申請において、吹田市外にある当該法人の事務所に出勤し、同法人が運営する別の事業の業務に従事する者を、移動支援事業所に常時勤務し、専らその業務に従事する管理者兼サービス提供責任者に配置するものとして申請し、不正の手段により登録を受けた。

- (2) 人員基準違反、適正な事業運営に違反(要領第11条第2号に該当)
 - ① 移動支援事業所は、常勤換算法で2.5以上の従業者を配置しなければならないが、平成27年7月1日から平成28年11月30日まで、当該人員基準に違反していた。
 - ② 管理者及びサービス提供責任者については、移動支援事業所に常時勤務し、専らその業務に従事しなければならないが、平成28年11月30日まで管理者兼サービス提供責任者であった者については、吹田市外にある当該法人の事務所に出勤し、同法人が運営する別の事業の業務に従事していた。

移動支援事業所に常時勤務せず、専ら当該業務に従事していなかったため、人員基準に違反していた。

③ 平成28年11月30日まで管理者兼サービス提供責任者であった者は、当該移動支援 事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行っておらず、従業者に指定居宅介護に係る 大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、 設備及び運営に関する基準を定める条例の規定を遵守させるための必要な指揮命令を 行っていなかった。また、移動支援計画の作成に関する業務のほか、移動支援事業所に 対する移動支援の利用の申し込みに係る調整、従業者に対する技術的な指導等のサービ スの内容の管理等を行っていなかった。 (3) 著しく不当な行為(要領第11条第3号に該当)

要領第9条第2項に基づき実施した監査において、平成28年11月30日まで管理者兼サービス提供責任者であった者が移動支援事業所に出勤しているかのように、虚偽の出勤簿を作成し、これを提示した。また、従業者に支払われた給与の総額とは異なる金額が記載された給与台帳(給与支給・控除一覧表)を提示した。

5 経済上の措置

- (1) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護については、サービス提供の実績がなく請求を行っていないため、対象事業者への介護給付費の返還請求はありません。
- (2)移動支援については、登録時に遡り、移動支援に係る費用 2,796,300 円の返還を求めます。

(お問合わせ先)

吹田市福祉部福祉指導監査室

障がい事業者担当

電話番号:06-6155-8743 (直通)